

南洋華僑大年

特 246
10

南洋華僑發展覽覽會此誌

南方懇話會編



* 0024791000 *

0024791-000

特 246-10

南洋華僑史年表

南方懇話會・編

南方懇話會

昭和 16

ADE

南洋橋史年表

南洋橋史年表

南洋橋史年表

南洋橋史年表

南洋橋史年表

はしがき

支那事變處理と言ふ深刻なる問題の解決と歐洲大戰の發展推移の結果、南方諸國の歸趨は日本にとつて生死の問題となつた。そして、東亞共榮圏の建設は日、滿、支、三國だけではいけない、南方圏一帯の國々もそれに包含しなくてはならぬといふことになつた。併し、南方問題は最早議論や研究の時代を一足跳びに跳び越へて、今や實踐の時代に入つてしまつたのである。

蘭印、佛印をめぐる問題は、英米の裏面からする陰險な策謀によつて、いつ如何なる事態に立至るかも知れぬ情勢となつてゐる。これに對して現在我が國が採るべき南方政策はいかなるものでなければならぬか、これには我が國上下にいろ／＼議論はあるが、大東亞共榮圏を建設する場合にどうしても見送してはならない重大な問題は、南洋諸國に於て漢民族特有の雜草の如きたくましい生活力と恐るべき商才で單に經濟のみならず、政治的、社會的、血縁的にも土着民族の懐深く喰ひこみ、さながら「土地なき國家」を形成してゐる、南洋華僑をどういふ風に導いて行くかといふことである。

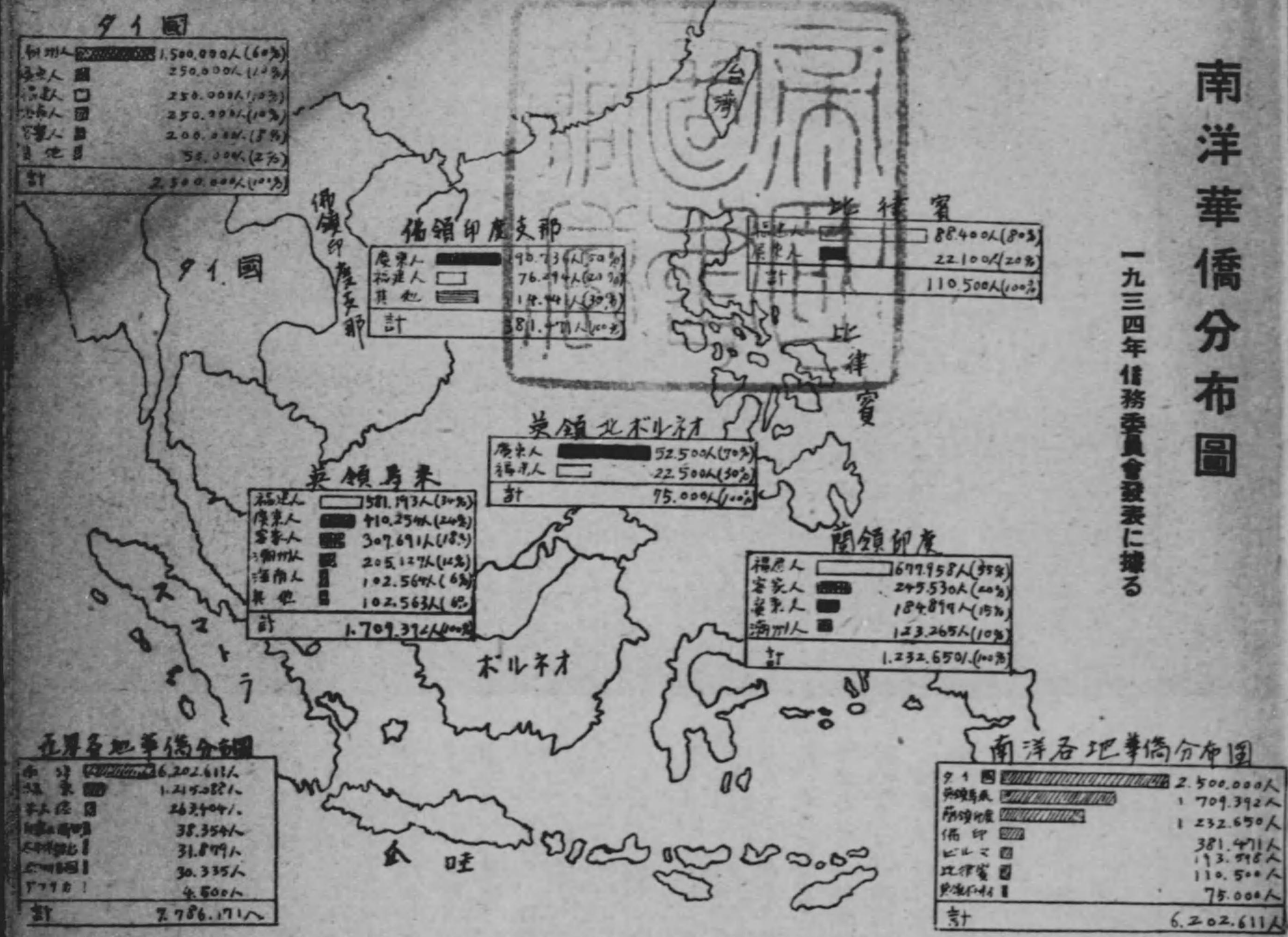
嘗て海軍大將高橋三吉閣下は「華僑は大東亞共榮圏建設の痛と看做さなくてはなるまい、痛ならば愈々打ち捨てゝおくわけにはゆかぬ、切開をするとか薬を吞ませるとかしてその治療を計らねばならぬ、我も生きるためであり、彼も生きるためである」と言つた。併し、その南洋華僑に關する研究が稍もすれば場富り主義で、只管に現象形態のみを追及してゐるかの憾がある。吾々は今度(昭和十六年六月十八日より廿八日まで)大阪三越で「南洋華僑展覽會」を開催するにあたり、南洋華僑の歴史的事實を紹介普及せんがため此の「南洋華僑史年表」を作成、公刊し、時代の要請に副はんことを期した。本書によつて一般國民の南洋華僑に對する認識を深め、大東亞共榮圏確立への想意昂揚に資する所あらば幸甚である。

昭和十六年六月

南方懇話會

南洋華僑分布圖

一九三四年信務委員會發表に據る



華僑の出身地と特徴

華僑は出身地を別にすると同時に、それ／＼違つた特質を持つてゐる。先づ言葉が違ふ。從つて風俗、習慣も大分違ふ。

潮州人華僑の特徴

潮州出身の華僑は、蘭印、英領馬來に於ては概ね第三位第四位であるが、タイ國では壓倒的數を占めてゐる。主として農業、工業、鑛業の勞働者である。

海南人華僑の特徴

海南出身の華僑は數に於ても最も少く、且文化的に劣つてゐる爲、家庭の召使さか、料理人さか、専ら家内勞働、下級勞働に従事する者か乃至は小飲食店等を營むてゐる。

客家人華僑の特徴

廣東省の東北部の山間地方からの出身である客家人は、性質伶俐で、商才に富み、商業、質屋、その他中小業者や勞働者が多く、ホルネオは客家人華僑の天下である。

福建人華僑の特徴

福建出身の華僑は性質が溫和で堅忍不拔、よく移住地に同化永住して、各地の商業權を殆んど握つてゐる。從つて巨萬の富を有する者が多い。

英領馬來、荷屬印度、比律賓に多く、中でも比律賓華僑の八割は同地出身の華僑で占めてゐる。

廣東人華僑の特徴

廣東出身の華僑は性質激越で國争性に富み愛郷心が強い。排日運動も熾烈であり本國の革命運動の援助参加も積極的で、言論機關及び教職員等の知的な指導的職業に従事する者が多い。





支那映畫ポスター
長沙會戰
支那映畫ポスター

長沙會戰

支那映畫ポスター

西貢・支那映畫のポスター

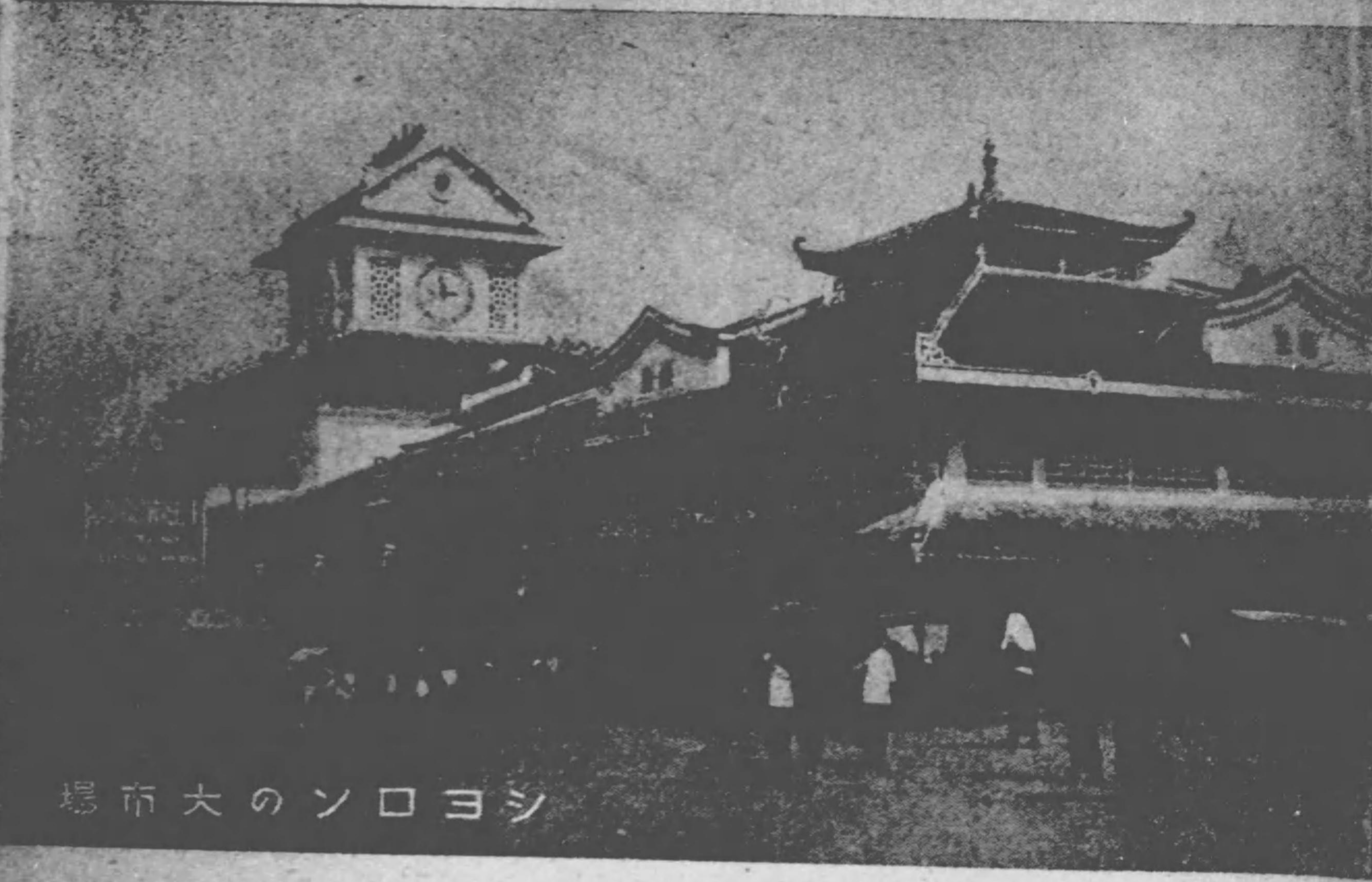
今年の新春興行には「南寧克復」「反攻南寧大勝利」「長沙外國大血戦」など、例によつて「日軍大敗」の映畫が三、四週間のロングランといふすばらしい人氣で、純益少くとも五萬バーツをあげ、その三割は三民主義青年團の軍資金となつた。前歐洲大戰映畫の一部分をとつて來たり、演習の場面をくつつけたり、玩具の飛行機を落して、「日機墜落」とやつてのけたり、甚だしいのになると、日本のニュース映畫から必要なフィルムを切り取りこれを「漢口爆撃」などと逆用してゐるが、低級な支那人はこれで結構欺されるのだ。李宗仁、白崇禧などの「抗戰英雄」が出て來たり、「日機墜落」などの場面になると、超満員の觀衆が「アッ」と喊聲をあげ、床を踏み鳴らす、手を拍く、口笛は吹く、それは恐ろしい興奮振りだ。

南洋華僑に就て

「南洋方資料」編輯部

華僑とは在外支那人の總稱である。支那人の海外移住は、二千年の昔、漢の時代、黃巢の亂を避けて今日のスマトラ方面に通れた支那人が、そもそも團體移住の始めだといふ。元の世祖は、日本侵略を企ててならず、一二九二年、轉じて二萬の大軍を瓜哇に送つた。この軍の一部にして、瓜哇に残つたものが、華僑の元祖だといはれてゐる。

現在、全世界に於ける華僑人口は約一千萬人に及び、そのうち南洋には約七百萬人在在してゐる。これを出身地別にすると、廣東、福建兩省人を主とし、その他の一部分に廣西、雲南等の出身者もある。



シヨロンの大市場

米のB.M.M.A.

サイゴン・デルタに所産される所謂「西貢米」の大集散地として有名で、精米工業が盛んである。又精米工業からされる粗穀を燃料として發電所が起されてゐる。

この米を作るのは無論土人たちが、米の買附から運搬、精米、輸出等に至るまで華僑が參與してゐる。

華僑の町シヨロン

シヨロンは華僑の町として有名である。上海や天津の租界が國際法で出來上つてゐるのなら、シヨロンは、法律以外の實力で作つた華僑の租借地と言つても過言ではない。それだけにあまりにも支那的な相貌を備へてゐる。

○ 南洋華僑の經濟的勢力はどの程度であるかと云ふに、南洋各地に於ける彼等の投資額は、或は十億圓といひ、或は四十億圓に上るとも云はれてゐるが、その正確な數字を得ることは困難である。併し一九三〇年の推定額は四十億圓に及ぶ投資を有して居り、しかもその六割が商業投資である。以つて南洋に於ける華僑の商權伸張を知ることが出來よう。

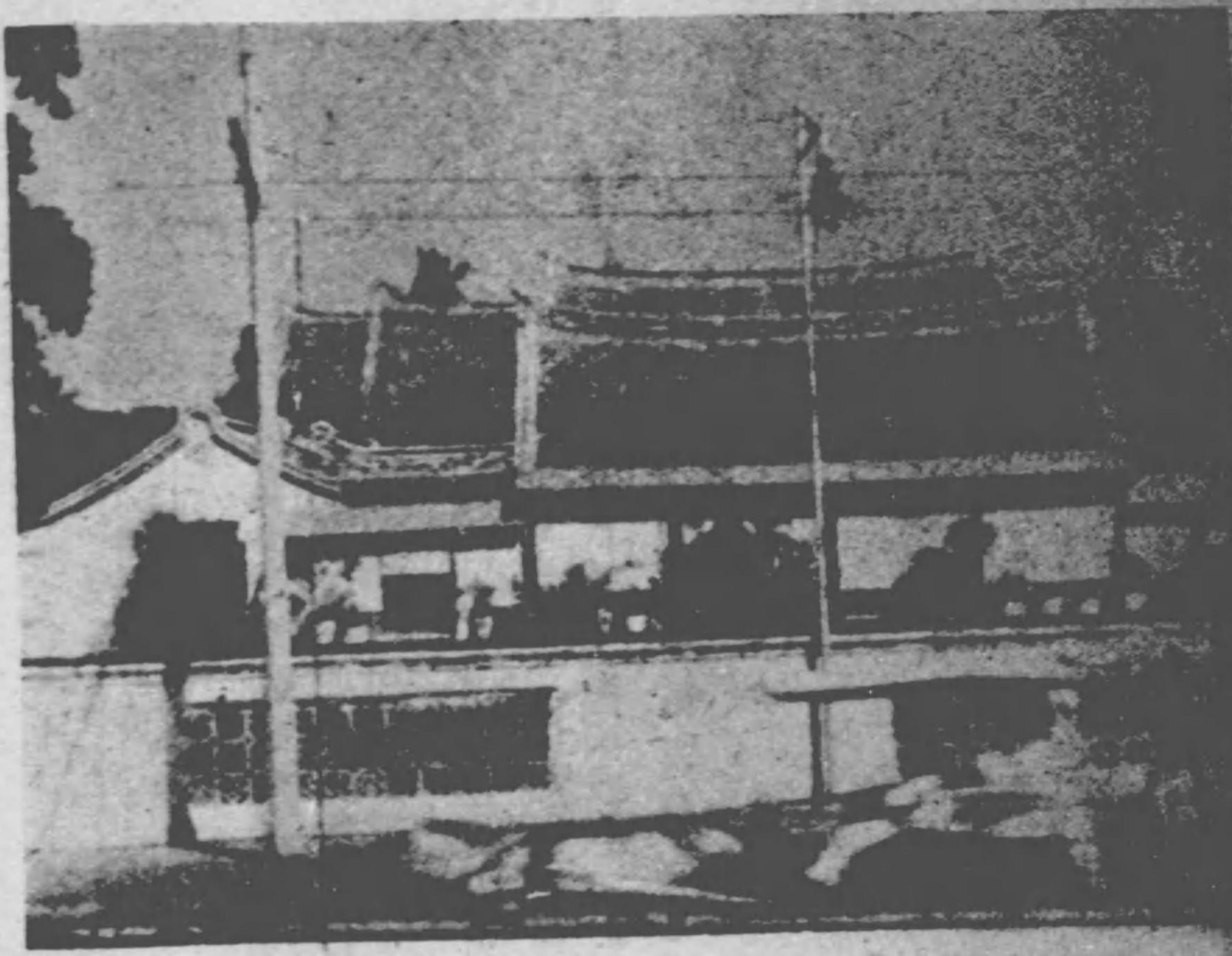
○ 現在、全世界に於ける華僑人口は約一千萬人に及び、そのうち南洋には約七百萬人在在してゐる。これを出身地別にすると、廣東、福建兩省人を主とし、その他の一部分に廣西、雲南等の出身者もある。

○ 南洋華僑の經濟的勢力はどの程度であるかと云ふに、南洋各地に於ける彼等の投資額は、或は十億圓といひ、或は四十億圓に上るとも云はれてゐるが、その正確な數字を得ることは困難である。併し一九三〇年の推定額は四十億圓に及ぶ投資を有して居り、しかもその六割が商業投資である。以つて南洋に於ける華僑の商權伸張を知ることが出來よう。

○ (因に日本人が南洋に投資してゐる金額は約二億五千萬圓位で、それとこれとを比較して見ると全く問題にならない。)



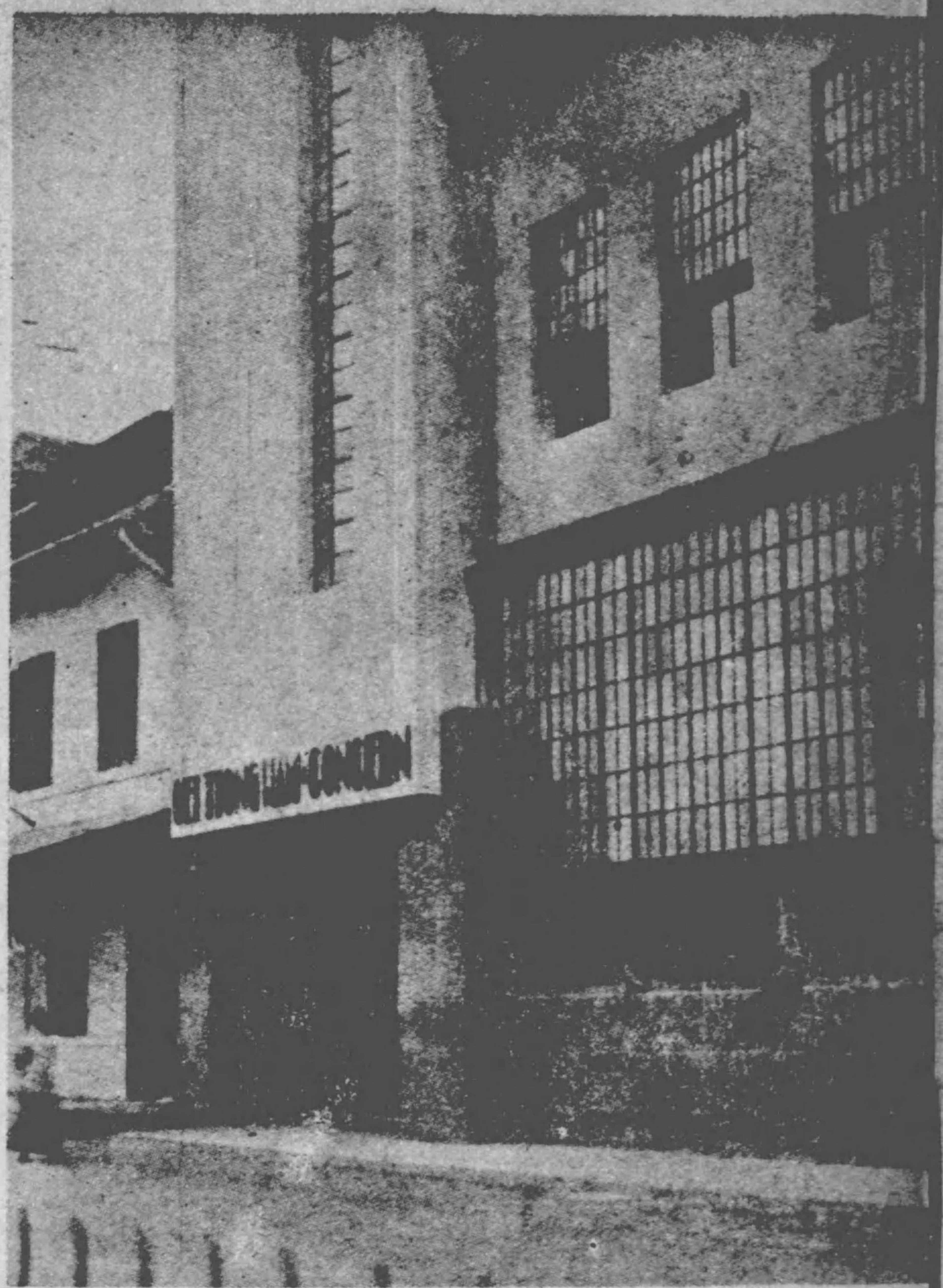
蘭印の支那人街へ行つて、商店や料理屋の正門に蔣介石の肖像畫が麗々しく掲げられてゐるのを見て、物凄く抗日振りだも、感心したり驚ろくのは早計だ。これは未だに存在し暗躍してゐる抗日團體の寄附金せびりを回避する爲に掲げられたもので、寄附金を引き替へにもらつた肖像畫であり、所謂「富家は既に寄附金済み」の票である。だから在留邦人はこれを評して「内地の清潔な旅行済みの票と同じものだ。」と笑つてゐる。



パタビヤイモーションフリート街
現在は上流華僑の住宅が軒を並べてゐる。古風な純支那式の建物が多く、いづれも百年以上のものである。

南洋統治國政府は華僑に對して大體土人並の待遇だけしか與へてゐないが、併し彼等の地位及びその經營する事業や内容如何によつては、歐洲人に對すると同様の待遇を與へてゐる。その著名なる人物をあぐれば次の如くである。

- タイ國
- 陳 字 明 潮州人
汽船、保險、銀行、精米所等に投資
資産百萬餘(一九三九年死亡)
- 廖 公 圃 潮州人
銀行、保險、米穀、製材、錫礦業等に投資 資産約二百萬餘。
- 許 仲 宣 潮州人
精米業經營、資産約二百萬餘。
- 英領馬來
- 胡 文 虎 福建人
藥品商、銀行經營、資産三千萬弗。
- 陳 賜 敏 福建人
護謨園、土地家屋經營、資産三千萬弗。
- 陳 振 賢 潮州人
銀行、土地家屋經營、資産一千萬弗。
- 李 光 前 福建人
鳳梨園及製造工場、ビスケット



世界一の華僑王、滙源公司の本店。
當主黃宗孝の叔父黃志信は清朝の末期に渡來したもので、先代黃仲涵の時代に今日隆盛の基礎を築いた物である。
黃仲涵銀行、製糖業、工場、船舶業、貿易業を經營し財產四億盾と稱せらる。

- 工場、護謨園經營、資産六百萬弗(陳嘉庚女婿)
 - 佛領印度支那
 - 張 振 帆 福建岩々
精米工場經營、資産三百萬比弗、蘭領印度
 - 黃 宗 孝 福建岩々
製糖、銀行、船舶、倉庫、貿易、資産二億盾。
 - 林 金 寧 福建岩々
スマランにて綿布商經營、資産一千萬盾
 - 郭 博 愛 臺灣籍の二世、ソロカルタにて物産商經營、土地家屋所有、資産五百萬盾。比律賓
 - 李 清 泉 林業、材木業經營、中央銀行頭取、資産七百萬比。
 - 薛 芬 士 貿易商、礦業經營、資産二百萬比
 - 揚 啓 泰 金物商經營、中興銀行重役、資産二百萬比
- 南洋華僑の思想的傾向を通過するに、彼等は早くより支那本土を離れ、經濟的には生活に困らぬだけの基礎を築いてゐるから、本國に對する國家的觀念は極めて薄い



華僑には新客と昔々と云ふ二つの區別がある

新客とは

新客は新來者の意味で支那本土に生れた者が移民として南洋の他の海外各地に渡航したものである。タイ國では之をチンノツグと呼んでゐる。新客は本國に於て失敗した者、又は勞働者として南洋に渡つたものが多く、(本國の戦亂や政治不安等によつて避難したものは別だが)大抵無資力であつて、勞働による零細な金を貯蓄して故郷の家族親族又は債權者に送金をしなければならぬ。それだけに勤勉である。彼等は南洋に渡つても、郷土の言語、風俗、習慣を捨てず、思想も愛國的で、常に支那本國の動向に注視する。排日運動の中心となる者はこの新客に多いのである。

峇々とは

峇々は移住地で生れた二代目以後の移民の子孫のことである。南洋以外の地方では之を僑生と呼んでゐる。峇々は概して經濟的に富裕であり、一般に教養の程度も高い。彼等は普通馬來語、英語、他各地方の土語を使用し、或は英語、馬來語、話の中にも支那本國を知らず漢字支那語も知らない者が少なくない。蘭印の權なきものが多いところでは支那語を讀み書きするものも二三千人に一人の割合といふ。從つて彼等の思想も新客とは異つて、國家内亂念は比較的薄く、支那人としての國民性も失はれ勝ちである。

【新客】

【峇々】

英領馬來	約 九〇萬 (75%)	約 二八萬 (25%)
北ボルネオ、サラワク	八萬 (80%)	二萬 (20%)
緬甸	一〇・五萬 (70%)	四・五萬 (30%)
瓜哇マツラ	二五萬 (70%)	一三萬 (30%)
蘭領印度支那	三四萬 (80%)	八萬 (20%)
比律	三萬 (67%)	一・五萬 (33%)
タ	五六萬 (70%)	二四萬 (30%)
佛領印度支那	二五萬 (70%)	一・一萬 (30%)
計	二五・五〇萬	九二萬

(小林新作氏昭和七年發表)

やうである。併し、彼等は非常に愛郷心が強く、その出身地を同じうするものより「帮」と稱する團體をつくつてゐる。福建帮とか潮州帮とかいふのがそれであるが、この帮は内部は勿論、各地の帮との連絡も緊密であり、團結に強固である。事業を営む場合にも同族又は同じ帮のものを中心にしてやることが多い。かつて國民革命の父と云はれた孫文はこの性情に目をつけて彼等の經濟力を利用して國民革命を成就した。だから孫文は「華僑は支那革命の母である」と言つたのである。過去に於ける各種の支那革命運動にして、若しも華僑の經濟的補助がなかつたならば恐らく革命は全然起らなかつたであらうし、又、少くとも著しい効果は擧げられなかつたであらう。

一九二六年、支那に於て蔣介石が國民政府を組織して以來、僑務委員會組織命令なるものを發布して、南洋全體に亘る支那人、即ち華僑との關係を緊密ならしむるに共に、彼等の國家觀念培養に努めた。爾來蔣介石は南洋華僑、殊に蘭印の華僑啓發に力を注ぎ、學校の設立、教員の派遣、教科書の制定等百方を盡して、彼等の頭に支那國民運動の精神を叩き込むと

衣

服装は概して支那本國の服装をしてゐる。殊に老人は支那服一點張りである。近來教育を受けた男女が盛んに洋服を着る様になり、又支那本國で盛んに用ひられる折襟の中山服も愛用されてゐる。峇々の女子は大抵コレー装をなし、男子は中山服を着たり又は黒色の香綢(香山縣産の蠶引絹布で汗がつかない)の上衣やズボンを着る。又近頃女子で俗に上海裝と稱する旗袍(長い着物)を着る者も漸次多くなりつゝある。

食

食物は總て支那料理である。主食物は米と豚肉で、調理法食事習慣なども本國に於けるのと異ならない。たゞ華僑が南洋各地で風土の關係から取入れたものとして、は氷水、サイダー、アイスクリーム、氷コーヒ等の冷い飲物や冷い食物で湯を醫すことである。元來支那では生の水は衛生設備、衛生思想の缺如から殆んど飲まなかつたが、今日では本國支那の各地郷土でこの南洋華僑の風習に染つて冷い飲食物が愛好される様になつた。

住



華僑は何處に住んでも其生活様式はなかなか同化されない。寧ろ他民族の生活様式をさへ同化してしまふ程の感化力がある。華僑の富麗な好んで豪華なコンクリート造りの大厦高樓を建築するが、その様式、構造、家具等には支那式を取り入れることを決して忘れない。その爲に通風の悪い甚だ調和のとれない家となることがあつても改めようとしないのである。

中國銀行



中國銀行パキチヤ支店は
一九三八年十月にサプリル街に新設され
た（支那總領事館はこの建物の二階にあ
る。）

一八七七年以來今日に至るまで、支那本
國の貿易は毎年入超を續けて來たにも拘
らず、その國際收支が容易に破綻を來さ
なかつた所以は、華僑の本國送金がその
不足を補つてゐたからである。
從來は年平均四億圓から五億圓、多い時
には十億近くの金を送つてゐる。
因に日本人の本國送金は僅かに四五千萬
圓程度である。

白である。機會主義の調整策たる
に過ぎず、益々對策の根據をなす
權な研究さへも行はれてゐなかつ
たと謂つても過言ではなからう。
我が商權の擴張については、華
僑と競争してこれを驅逐せんとす
る小乘論が擡頭したこともあつた
が、かゝる見解は皮相的であり、
認識不足に基くものである。南洋
華僑の商業的勢力、特に各地商品
配給機關が殆んど華僑の獨占下に
ある現狀に於て、日本の在留邦人
三萬九千人との對比は相當の落差
がある。
故にその積極的對策は大乘的工
作に依るべきで、幾百年來確固た
る地盤を造つて經濟上、政治社會
上、一大勢力を扶植してゐる華僑
の勢力を利用しなければ、南洋市
場の開發も至難である。殊に南洋
の資源開發に乗出す場合、支那人
の勞働力を大いに利用すべきであ
る。大東亞建設といふ大きな理想
、東亞民族の共存共榮、被壓迫民
族の解放といふ見地からしても、
日本は大いに華僑と協力すべきで
あつて、さうしてこそ南方に於て
大きな仕事が出来るわけである。
それ故に、邦商と華商との區々た
る經濟的對立の如きは、現在問題
にならないのである。
華商の貿易活動に列して充分な

中國國民黨總本部



る理解を以つて、彼等と握手し、
廣い分野に亘つて保有せる彼等の
販賣網を支援し、分業的に、我が
邦品の輸出、豊富なる資源の開發
並に輸入にまつところの大乘的工
作に出づべきである。
殊に在日華商の貿易活動が、香
に神戸のみならず大阪、横濱在留
華商も本邦品の輸出を主要業務と
してゐる点に着目し、我國貿易振
興と、南洋華僑と我國との經濟的
提携の觀點に立つて、在日華商を
その一の楔と考へることも必要で
ある。

○
多年蔣政權の抗日政策にリード
されて來た彼等の心を日本の方へ
引きつけ、その抗日思想を放棄さ
すことは仲々容易でないかも知れ
ない。併しこれは支那事變處理と
引離すことが出来ない問題だから
南方問題の解決に當つては一日も
その對策を怠つてはならない所だ
である。

而して、汪精衛を主班とする新
中央政權が樹立されたる今日、彼
等を蔣政權より切り離し、汪精衛
支持者たらしめる外交工作こそ大
東亞共榮圈確立に邁進しつゝある
現時我國最大の眼目でなくてはな
らない。



株式会社 岸本商店経営エンクウ
 鎌山にてマンガン鑛を選鑛する女
 苦力たち

男の苦力で一日の賃銀がわずか二十銭程であるから、眞夏の彼女達はおそらくその半額であらう。文字通りの粗衣粗食で、しかも飽むことのない彼等苦力の恐るべき労働力こそ南洋資源開發になくしてはならぬ實である。

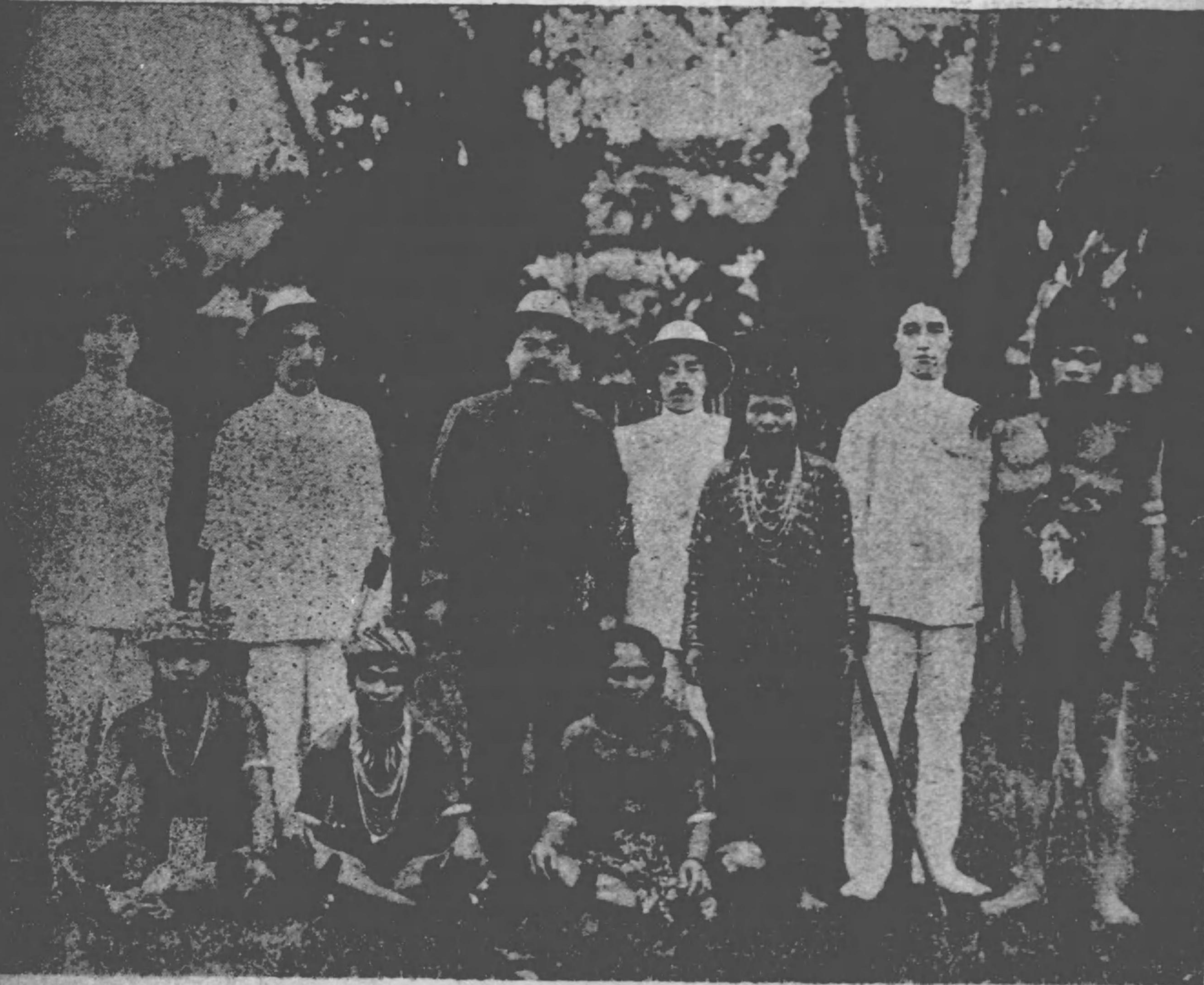


ダナウ、サラクの野村ボルネオ農園
 ゴム集液へ行く女苦力

依岡省三と日沙商會

明治四十三年十月二十七日サララック王國に渡つた依岡省三氏の希望は實にサララック王國內一萬英町歩の土地租借にあり、期するところは和民族の發展にあつたのである。併し、土地租借に関する細目の協定を見るにいたらずして、不幸にも病没した。然しながら彼の弟省輔、ならびに省三生前の協力者を始め、彼の後繼者はすべてよく省三氏の遺志を體得して、日沙商會による移民と、サララック王國産業開發とに意を凝らし、今日の基礎を築いたのであるが國王の信頼も非常なもので、ゴム栽培を主として、米作、石炭、石油、礦物等の事業を營んでゐる。

(原色黒央中) 氏岡依の代時畫踏クツワラサ年三十四治明



南洋華僑史年表

南洋華僑研究資料

○一三一年

●法領は四〇〇年に蘭路支那からインド及びセーロンに旅行し、歸途四一三年にジャバに渡り數ヶ月を過せしが、當時ジャバには未だ支那人の居住を見ずと叙ぶ

一三九九年

●元の忽必烈皇帝の命を受けた一使節はジャバの王宮を訪れ、支那の宗主權を認むべきことを傳ふ之に對しケルタネガラ王は直ちに支那の要求に聽従しなかつたのみならず、使節の面に入墨をした後放逐す。

一三九二年

●元の世祖は一二八九年に支那使節放逐されたことに對し、齊整のため史册に命じ兵隊二萬、兵船千艘、糧食一ヶ年分を以てバタビヤ及スラバヤに襲來す。併しこの遠征軍は甚しい損害を受け壊滅に瀕して逃げ歸りしが、この軍の一部にして、ジャバに残りしものが華僑の元祖とす。

一三七四年

●日本の「和寇」(八幡船)この頃より約四十年間、山東、福建、浙江、廣東に活動す。

一四〇六年

●明の成祖永樂帝、即位するや南洋に幾多使臣を派遣す、その使節中には瓜哇、スマトラに往つた馬彬あり、マラツカに往つた尹慶等もあるも、最も有名なるは鄭和なり、永樂三年(一四〇六年)から宣德八年(一四三二年)に至るまで航海凡そ七次、遠くアフリカの東岸にまで達し威徳を宣揚す、爲に諸國の入貢するもの前後四十餘國、是南洋に支那人勢力扶植の最大要因をなしたるものなり。

一五一一年

●葡人マラツカを略取す。

一五一六年

●ポルトガル人 Edward Pavez 現カンボヂヤに到着す。

一五一九年

●八月十日ポルトガルの探險家マセランは母國で志を得ざりしためスペインに走り、時の王カルロス五世に自分の計畫を打明け、援助を乞ひしところ、王は悦びて承諾す、マセランは六十噸から百三十噸位までの大小帆船五隻に、五十人の乗組員を乗せてセヴィラを出帆す。

一五二一年

●四月七日探險家マセランによつてフィリッピン群島は偶然発見せらる、彼の上陸せし地點はセブ1なり、彼はセブの酋長を心服せんとして、對岸にあるマリヤ島の土人を寡兵を以て征服せんとせしが、戰陣中毒矢に當つて非業の最後を遂ぐ。

一五四〇年

●ポルトガル人、現交趾支那及カンボヂヤに於て通商を開始す。

一五五三年

●ポルトガル人、カンボヂヤに教會を設置す。

一五五七年

●ポルトガル人マカオを占領す。

一五六四年

●スペインのレガスピは帆船四隻と小帆船「サン・ルスカ」號を率ゐて新西班牙を發して比律賓諸島の完全占領に向ふ、途中、マレーヤ群島に來つて、ラダツクの北部列島を見出し、こゝよりマリヤナ群島に至つてサイパンに寄港するや、スペイン國王の名に於て聖十字架を樹て、附近諸島占領の儀式を行ふ。それから更に比律賓に著き、同群島占領の儀を行ひ、この時以後、アリアナも比律賓も正式にスペイン領となりたるなり。

一五九二年

●豊臣秀吉名古屋に於て、長崎の末次平藏、船本彌平次、荒木宗太郎、絲屋通右衛門、京都の茶屋四郎次郎、角倉、伏見屋及堺の伊勢屋等八人の豪商を選び、朱印狀を授け以て貿易船派遣の許可を與ふ。

一五九四年

●秀吉、原田孫七郎をフィリッピンに遣し、イスパニアの入貢を促す。

一五九五年

●比律賓總督ダスマリナスは和蘭のモルツカ侵襲を阻んじしスペイン人、華人、土人、二千人を率ひて急航の途上同行の華僑潘和五は酷使に憤激し總督始めスペイン人全部を殺戮し廣南に歸す。

一五九六年

●當時フィリッピンには約一千人の邦人在留す。
●六月二十三日和蘭人コルネリス・ハットマンの一行が、四隻の小帆を仕立て、和蘭本國から喜望峯を経てはるばる印度洋を越え、嵐を潜り、大波を乗り切つて苦心艱難の末、ジャバ島の西端バンタムに入港す。
●比律賓に於てスペイン人と土人が福蘭商人の勢力に嫉視を招き、一萬二千人は島外に追放す。

●スペイン人宣教師、始めて順化に入京す。

一六〇〇年

●英國東印度會社起る。

一六〇二年

●三月二十日和蘭人コリネス・ハットマンの一行がバンタムより本國に歸り蘭印への發展を説き廻る、これらの聲に動かされて、遂に僅か六十七名の和蘭人幹部に依り和蘭東印度會社が設立せらる、この會社は普通の會社とは異り、和蘭政府から四十六箇條の特許を受く。和蘭人のジャバ進出はこの國策會社に依り、その第一歩を踏み出したるなり。

一六〇三年

●比律賓華僑はスペイン人及び比律賓人と衝突抗争し華僑の被殺者及び自殺者等は、二、三萬人に達した、スペイン政府は、一五九六年にスペイン人と土人が一萬餘人の福蘭商人を追放した事件もあることと、支那政府の報復を懸念し、澳門のポルトガル官憲を通じて妥協して解決せんとしたのに對し、支那政府は「殺害しれし華僑は密に禁を犯し海外に移住せし犯罪人なること等を擧げ、これを保護する必要がなし」とし、この大慘劇を不問に附す。

一六〇五年

●和寇「スマトラ」附近に進出、英人航海家ジョン・デヴィスと衝突殺害す。

一六〇九年

●會館及都郎等に日本町建設さる。

一六一九年

●オランダ人ジャバを占領、バタビヤと命名す。(和蘭人の町といふ意味である)このバタビヤの建設は、和蘭人の瓜哇侵略の第一歩なり。

一六一五年、六年

●この頃山田長政ジャバに渡海す。

一六二三年

●和蘭の提督グリーンは、その後任者カーペンターに書を殘して「バタビヤその他の諸島開發のためには、是非とも多數の支那人の力が必

要であるが、これを奪るには、平和的手段では駄目である、多数の戦艦を派遣して、男子女子供を問はず出来る丈多くを捕虜にせねばならぬと教ふ。

一六二六年

天竺徳兵衛シヤム渡航。

一六三二年

當時シヤヴア在留邦人は一〇八名。

一六三六

日本國に領國令施行さる。

一六六〇年

比島華僑はスペインの暴政に耐へず相繼いで叛亂し、屢々虐殺されしが、支那政府は何等交渉せず。

一六六四年

フランス東印度會社起る。

一六七九年

滿洲を追はれた明の將軍二名が、三千の兵士と五十のシヤングとを率ひてウーラン(佛印)に漂着す。

一六八四年

廣東人Mooyなるものが臺灣沿岸のハチンに流着し、附近の諸兵を集めて、或は安南軍、或はカムホチャ軍に従軍す、これら支那人は後年シヨロンを中心とする地方に集申す。

一六八六年

清朝の聖祖帝はこの年海禁を解き、沿海の人民に五百石以下の船を用ひて海外貿易をすることを許可す。

一七一七年

清朝の聖祖帝は僑民に詔諭して悉く歸國させ且つ即位以來の外國居住者を大赦す。

一七二三年

清朝の雍正帝即位し、聲明を持つ人民の出國貿易を許可したが、只將來必ず歸國するを條件となす。

一七二四年

一八二四年

安南王嘉隆、在住華僑に對し幫の組織を認む。

一八二〇年

一八九七年(明治三十一年)にフランスに遊學する爲に渡航の途に上つた小川利八郎氏が、途中シンガポールに滞留することとなり、此の地に於て大方の需に應じ、畫筆を揮つたのが縁となり、この年建源公司の黃沖涵をたよりスラバヤに渡る(小川氏は畫筆を捨て商人に轉向、小川洋行を興すに至る。)

一八三三

安南王、明命、基督教信仰及布教禁止令を發す。

一八三六年

安南王、明命、布教師死刑の布告を發す。

一八四三年

佛蘭西、阿片戰爭に成果を收めし英吉利を傲ひて、強硬態度を採りフアパン・レメック提督、安南國に武威を示し、捕はれし宣教師の放免に成功す。

一八四五年

佛蘭西一隻が厦門から支那人勞動者をアフリカのレユニオン島に運びしが支那の契約華工(支那人勞動者)輸出の最初なり。

一八五〇年

蘭印政府は屬地章程を公布す。(之によつて華僑の法律上の地位は土人と同等に決定さる。)

一八五一年

香港から秘露へ佛蘭西で支那苦力を運ばんとせしが、彼等は残忍な虐待に堪へかれ、船上で叛亂し、船長を殺して洋上の島に上陸す。

一八五二年

香港より秘露へ、秘露船で支那苦力を運ばんとせしが彼等は虐待に堪へかれ、船長を殺して香港島へ上陸す。

一八五三年

香港より秘露へ、米蘭船で支那苦力を運ばんとせしが、途中彼等は残忍な船長を殺して支那海岸に上陸す。

廣南王、宣教師追放令、布教禁止令を發す。

一七二八年

雍正帝は聲明書なくして出國した者は後日歸國を許さざる勅令を出したが、此等規定は必しも能く實施されなかつた。

一七四〇年

和蘭人の支那人壓迫にたへかねたシヤババ在住の支那人は遂に憤激の餘り蜂起したが、總督フアルケニールとその僚者のヘルヴェチエウス二人が彈壓政策を執り、當時の在住支那人五萬のうち一萬五千餘人を大規模に虐殺した、(俗にこれを紅河の役と云ふ。)

一七四一年

和蘭總督は「紅河の役」に對する清朝乾隆帝の返報を恐れ、スペインの故智を學び、使を派し謝罪したのに對し、乾隆帝は支那人出國禁止法の趣旨に基き、臣民の死に對する報復の舉に出ないばかりか和蘭使節に對して、利を圖るために祖宗墳墓の地を棄て、海外に去る愚民に就ては愛惜する所はないと云ふ返辭を以つてした。

一七五〇年

廣南王、外國人宣教師の追放を命ず。

一七六三年

英軍マニラ占領中華僑がこれを援助した理由で、事變後、スペイン政府は内亂罪を以て參軍しない華僑まで數千人を殺害す、この事件に對しても支那政府は何等交渉せず。

一七七六年

英領馬來半島に於ける華僑の發展は、彼南島を領有した英國が、この年、同島開發の爲多數の支那人移住を招致したことに其の端を發する。

一七七八年

佛印のシヨロンは一大支那人町となる。

一七八七年

ボルネオ島パンシヤルマシ王はボルネオ東岸地帯を和蘭に割讓す

一七九八年

オランダ東印度會社解散。

一八五四年

東印度全島に新貨幣制度を設く。

一八五七年

汕頭から玖馬へ、英國船にて支那苦力を運ばんとせしが、彼等は残忍な船長を殺さんとして失敗し、香港に於て海賊として處刑され、三人は死刑となり、他は成海島に送らる。

一八五八年

米國の在支外交使官が天津條約の交渉に際し支那官憲に對して、米國に領事を駐在せしめて在米華僑の保護取締に任すべき旨を勸告せしが、清朝は、官吏を國外に派するが如きことは歴代の慣例に悖るのみならず、これらの國に密航せる支那人は少數にして、これを支那四億の民衆に比すれば云ふに足らずとして斷る。

一八六〇年

清國政府は英佛の兩國に強要せられ、過去幾世紀の永きに亘り歴代政府が相繼で堅持して來た海外渡航の國禁を解くと共に、漸次各國に公使館或は領事館を設置し、以て華僑の保護取締に一步を進めた

一八六三年

支那政府は人民の自由海外渡航を認めるに至り、廣東巡撫によつて移民制限法が布かれ、又廣東汕頭の苦力收容所は官廳の監督下に置かれ、苦力輸送船は皆海關の検査を受ける事となる。

一八六五年

カンボヂヤはフランスの保護國となる。

當時米國合衆國南部諸洲に勞働する奴隸は四百人餘りなるも、黒人奴隸使役が人道に反するとして完全に廢止された、(續いて英佛がその殖民地の奴隸を解放しその他の國も亦之に倣ふ)従つて南洋各地に於ては支那人勞動者を要求することはいよいよ深刻となつた。併し當時支那では人民の海外渡航を禁止してゐたため支那人は誘拐又は強迫等の手段によつて、南洋は勿論、遠く南米ギアナ、ペルー方面にまで輸送された、これらの取引は澳門を中心とし、主としてポルトガル人によつて行はれたが、當時これを「猪仔貿易」といつた。

一八六六年

支那と英佛間に移民條約が締結され、その結果として清朝政府は漸く支那人の海外移住の禁を解くに至り、茲に強制移民は免れ角も表面上は禁止されて、支那人の海外移住は契約移民の方式を探るに至つた。併しこの移民契約の諸條件は初期に於ては殆ど履行されず、苦力移民は實際上では苦力貿易時代や強制移民時代と何等變りなく取扱はれ、依然として奴隷として買却される事が多かつた。契約移民の労働契約は支那本土で締結せられ、その時恭親王は次の三ヶ條の辦法を提出した。①支那政府は華工(苦力)の自由渡航を承認す、但し契約期限三年、歸國旅費は雇主の支給とし且労働時間、病氣治療に就ても規定さるべし、契約規定通り履行されぬ時は一律に禁止し不法行為として嚴罰す、②脅迫誘拐手段を用ひて渡航華工(苦力)を募集するものは死刑に處す、③渡航出發地は通商港に限定し以つて外國領事の協力處理に便ならしむ。

一八七〇年

澳門より秘露へ、佛國船で支那苦力を運ばんとせしが、彼等は途中に於て船長及船員を殺して逃亡。
澳門より秘露へ、秘露船で支那苦力を運ばんとせしが、香港附近で暴動を起して火事となり、船員は小舟で逃げ、苦力五百人は焼死溺死す。

一八七一年

南洋グアム島へ日本移民渡航。

一八七二年

佛人商人ジャン・デュビュイ紅河航行の許可を安南政府に求め容れられず、之を原因とし佛、安南衝突す。
澳門より攻馬へ、西班牙船で支那苦力を運送中、彼等は虐遇に怒り叛亂を起せしが失敗し、苦力全部を攻馬で奴隷に賣らる。猪子船の生活は「浮べる地獄」の一語で盡し得る、速力の遅い帆船の七、八呎四方の船室で熱帯海洋上の百餘日を過し船員の虐待、飲食物の不潔に心身の痛苦甚しくその死亡率も驚くばかりなりき。
苦力の死は船主の利益を減らすも、資本に損はなし、多く就せればそれ丈巨利を得た、三百人乗りの船に六百人を詰めれば途中二百五

一八九〇年

當時支那苦力一名を募つて海峡植民地に送る費用は一四元乃至一六元なりしが、スマトラ、ホルネオで雇主に引渡す時の価格は八十元乃至九十元でその利益は皆猪仔商人の所得となつた、従つて誘拐脅迫の事實は屢々聞かれた。

一八九一年

フランス、タイ國のメコン河左岸地域を占領す。

一八九三年

この頃より日本人の南洋群島企業開始。

一八九三年

ラオス佛軍に武力占領さる。

一八九三年

佛國シヤム國(タイ)よりメコン河以東の地を奪取す。

一八九五年

臺灣、日本の領有となる。

一八九六年

十二月三十日、比律賓人ホセ・リサル・メルカルドは比島に於ける西班牙政策の暴政を摘發した小説を連續的に發表した爲にマニラ・ルネタ公園で銃殺さる。時にリサルは三十五歳なり。

一八九七年

支那福建人黃乃登サラク王の請に應じてレシヤン河下流に大開墾事業を起し新福州と命名する開墾地を形成す。

一八九七年

(明治三十年)シヤガポール駐在の藤田領事、シヤガ觀察に來たりし時の報告には、當時二人の日本人がマダグアイに於て、歐洲人ホテルに泊つたと言ふ理由により、警察署に拘禁されてゐた。よつてその釋放を求めると、ネランダ官憲は「日蘭通商條約は南領東印度には及ばない、従つて日本人は南印に於ては、東洋人の取扱ひを受けねばならぬ、即ち日本人が歐洲人のホテルに泊るのは違法である」と主張して、容易に之を容れず。

十人が死ぬも餘三百人一人も缺けず上國せしめた時より有利であつた。一八七四年海峡殖民地政府が人数に就き取締規定を發布したに拘らず其後二年間は尙規定數以上を密輸する者ありき。

一八七五年

葡領支那局は苦力貿易(俗に猪子貿易とも云ふ)に就ては放任主義を採つてゐたが、英獨佛各國政府の勸告により遂に之を禁止するに至る。
清國光緒皇帝は華僑の成功者の保護を地方官憲に命令し、更に當時馬來半島、蘭領印度等に於ける華僑の成功者中名望ある者に對して勳章を授けて之を表彰す。

一八七六年

新嘉坡及ペナンの猪仔商人は汕頭、廈門、澳門の猪仔館と相聯絡してゐる猪仔館の主人は苦力が集ると舟を雇つて海峡殖民地に運びその旅費は目的地に着いて後雇主から受取つた。之れが所謂欠費制なり。

一八八〇年

馬來半島は日々に開發され労働者を盛んに求めてゐた上にスマトラも新嘉坡、ペナンから華僑苦力を輸入す。
一八八一年
新嘉坡に華僑新聞「叻報」創刊(南洋華僑社會に新聞が現れしは、正確な記録なきも叻報がおそらく最初のものなりとす)。
一八八四年
安南フランスの保護國となる。
一八八五年
六月、東京に於て佛・清兩軍衝突す。

一八八五年

六月九日、天津條約調印され、支那は安南及東京に對する佛蘭西の保護權を承認す。
一八八七年
佛領印度支那全く組織なる。
佛領印度支那が佛蘭西の領有に歸した直後既に交趾支那に四萬人、東京に二萬五千人の僑華が在住して居たと謂はる。

一八九八年

四月米西戰爭勃發。
八月米西戰爭休戰條約成る。
八月スペインの敗北によりパリ條約でアメリカは二千萬弗をもつてフィリッピン群島を譲りうく。
新嘉坡、「總匯新報」創刊、當地に於て最初の華紙で發行部數は一萬前後なり。

一九〇〇年

九月米國政府は支那人排斥法を比律賓に適用し、一八九五年十二月末より一八九八年九月まで比島に在住してゐたものを除き支那人の入國を一應差止る。
一九〇〇年
六月三日、マダビア市に「中華會館」が設立されしが蘭領印度華僑俱樂部の嚆矢にて、其の目的は在留華僑の協力と團結力の強化同胞の進歩向上とにありき。

一九〇二年

St. Paul (商報) 創刊、馬來語紙にして、華僑議員の機關紙。支那本國に對する思想は新報よりや、稀薄なるも、支那事變に際しては相當反日的色彩濃厚なり。發行部數約二千部。
一九〇二年
米本國と同様に、支那労働者移民を禁止すると共に華僑の再入國に對しても極めて嚴格な態度をとる。

一九〇三年

マダビア市の「中華會館」の設立に刺戟された華僑は、各地に支那を設置、又同種の會館が設立されるに至る、この頃より、マレー語しか知らなかつた支那人間に本國の「官語」を求むる聲が自然と強化する。學生等は學藝會、バザー富藏などを盛んに開催しては國民機關の必要を力説し、華僑子弟を教育する學校を興し、中華學堂と命名す。

一九〇四年

十月日本、露國に對し宣戰布告す。

一九〇五年

十月日本、露國に對し宣戰布告す。

●蘭印その他に於て華僑が甚しく不平等待遇をうけて居たため、これより脱するには子弟の教育により文化水準の向上を圖る必要を自覚して、華僑學校を設置す。

一九〇六年――

●日露戦争の後、蘭印に於て土人同様に取扱はれてゐた支那人は、同一の種族である日本が、歐洲の強國ロシアに勝つたと言ふ事實を藉りて、日本の勝利を支那の勝利の如に吹嘘し、日本と支那とを同一視する土人の間に大に幅を利かせ、之によつて自らの地位を向上せしめんとす。日本の西村某が賣藥行商員の一隊を引連れてスマラバに渡りし時、華僑間に非常に歓迎され、原價四仙の千金丹が一ギルダで盛に賣れる有様なりき。

●殊に其の頃は東郷、乃木兩將軍などの日露戦争に於て勇名を馳せた日本の將軍の肖像畫が、在留支那人の間に非常な賣行を示し、華僑の住宅には軒並にこれが貼られてある實狀なりき。

●タイ國に於て「中華日報」創刊、發行部數六千部内外、元來反國民黨で、その論調は幾分社會主義國的色彩を帯びてゐたが、支那事變以來容共反日的論調をとる。

●南洋華僑が社會生活を營んでゐるところには中華學堂と中華會館とは必ず存在するところとなる。中にはしばしば矯激なる獨立運動さへ起す者も續出するに至る。

一九〇七年――

●中華會館の會員中に同會館内に商會、又は商部と言ふ商業協會を組織す。(之が後日の中華商會となつたのである。)

●蘭領東印度に於ける日本娘千軍の進出振りを見るにメダンに五、六百名、ロボに四、五百名、スマラバに二百名、バタヴィアに百餘名スマランに六十餘名の多數を數ふる有様なり。

一九〇八年――

●孫逸仙、河内に亡命す。

●蘭印政府は當領生れの支那人のためオランダ語をもつて教育を與へる官立華僑學校を設立、彼等の新教育運動を封じようとする。

●支那政府はオランダに對しバタヴィアに、支那領事館の設立を交渉せしむる。

しも拒絶さる。併し再三再四の交渉によつて遂に和蘭政府も領事館設置を承認するに至る。併し交換條件として支那人の入籍問題をオランダ政府より提出さる。この入籍問題なるものは東印度出生の支那人は凡て和蘭人といふにあつた。これを聞いた新客は猛烈な反對運動を起し、この交渉の妨害に狂奔するに至る。

一九〇九年――

●清國宣統皇帝は支那臣民の國籍得喪に關する國籍法を發布し、血統主義に依り原則として外國に出生した華僑を支那臣民と認めることとす。

●蘭領東印度地方は從來シンガポール日本帝國領事館の管轄に屬してゐたが、この年バタヴィアに最初の領事館が設立さる、初代領事首は染谷成章氏が赴任。

一九一〇年――

●彼南「光華日報」創刊、抗日的色彩最も濃厚なる漢字紙にして發行部數約四、五千部。

●支那本國に孫文の革命起るや華僑は「革命の母」として本國に獻金するに至る。

●蘭印政府は華僑の獻金運動を憂へ、同年の官報をもつて臣民法を布告す。それは蘭印生れの外國人はすべてオランダ臣民なりと言ふにあつた。特に支那人とはせざりしも、その目的とするところは支那人なるは勿論なり。

一九一一年――

●支那本國に革命起る、同革命を援助し來つた華僑の思想上に一大衝撃を與へ、教育振興により不平等待遇から脱出せんとする要望は更に高調した、これに應へて支那本國政府は蘭印其他各地方に國庫補助による中華學堂を設置す。

●三月支那本國に於て革命黨が廣州に於て事を起さんとした際、南洋各地の華僑は合計十八萬元の軍費を供し、幾多の南洋華僑出身の烈士が同事件に殉す。

●五月蘭支條約の締結成る。清國政府は蘭印各地に支那領事館を駐在せしむる。

●十月革命黨が、武昌に暴兵するや、之に呼應して本國に赴きし者は暴兵後二ヶ月間に三千名を數へ、また軍資金として送金された金額は、新嘉坡方面のみでも(三ヶ月間に)百萬弗に達せしが、民國設立に至るまでの間に於ける各地華僑よりの送金額は恐らく數百萬弗に上つたものと做らる。

●革命軍南京を陥る。

一九一二年――

●三月十八日、堤岸に華僑の設立になる「中法中學校」設立す。

●九月、明治天皇御大葬。

●比律賓に、「公理報」創刊、國民黨の機關紙なるも、記事は比較的中庸なり。發行部數八千。

●支那本國に於て共和政體宣布す、(この年中華民國一年なり)

●支那本國に於て宣統帝退位を宣布す。

一九一三年――

●新嘉坡、「南洋商報」創刊、陳嘉庚の經營にして排日色彩が特に濃厚なり。發行部數は九千五百と稱せらる。

一九一四年――

●タイ國華僑の保險會社福安保險会社が設立されて以來、華僑經營の保險會社が續出す、何れも火災保險を營む一方、一種の金融機關として華商相手の貸付を行ふ。

●メダン、「蘇門答臘民報」創刊、論調は反日的で發行部數は約二千。

●六月三十日以降、英領馬來及び英領ボルネオに於ける支那契約労働者制は遂に廢止となる。

●七月二十八日、世界大戰勃發オーストリー、ハンガリー、セルビヤに宣戰。

●ドイツ、ロシアに宣戰布告。

一九一八年――

●歐洲大戰直後民族解放の聲は叫ばれ、民族運動も亦實際的轉換期に入る。この時に當り蘭印政府は國民參議會を新設して參政權を附與、華僑も亦議會内に議員の代表を送ることが出來たが、華僑議員たるの資格はバタタタを要した。これに對して新客はこの制度を不合理なりとして、中華商會に電報し各種のホイット運動を開

始す。

●四月一日蘭領印度への支那人移民の入國税は二十五ギルダを徵收される事となる。

●佛印、「華僑日報」創刊、國民黨の訓令發表等御用新聞にして、元は社長以下悉く廣東系國民黨安南支部を背景とし經營せらる發行部數は約二千五百なり。

一九一九年――

●蘭印當局は華僑の政治結社または政治會合は嚴重なる取締を受くるに至り、會議に於ける武器携帯、金品の蒐集の如き行爲の自由は禁止せらるに至つた。さらに領内の秩序を亂すが如き宣傳員の入國を禁止し、學校教育の監視も強化されるに至つた。

●新嘉坡、「新國民日報」創刊、一九一四年國民日報と稱して發行されたるも、一時發行を禁止されしが、この年に至り紙名改稱し再刊す、支那本國通信との連絡最も緊密にして發行部數五千内外なり。

●バタヴィヤ、「天聲日報」國民黨の機關紙にて廣東省客家系の經營にかゝる。職員は全部客家系人によつて占められ、排日ホイットの指導に當つてゐる。發行部數は約五、六千。

一九二〇年――

●パリ講和會議終結。

●華僑學校は、概ね支那本國の革命思想を背景とし、支那本國に對する觀念を年少子女に注入するが如き教育方針をとつたが、英國は之を取締の目的を以て、海峽植民地に私立學校登録法を設けて華僑學校の教育方針其他を制限するに至つた。

●バタヴィヤ「新報」創刊、蘭印華僑中第一位を占め、バタヴィヤのみならず各地に讀者を有し、蘭印華僑新聞の代表的新聞にて、三民主義祖國思想の宣傳に主力を注ぐ、發行部數約一萬。

●バタヴィヤ、Singapore「新報」創刊、馬來語紙にして前記漢字紙新報と同一經營に屬し、蘭印馬來語紙中の最有力紙なり、發行部數約一萬數千に及ぶ。

一九二二年――

●バタヴィヤ、「工商日報」創刊、發行部數は極く少數なり。

●比律賓政府は、商業簿記用語制限法を設けて商人の簿記用語を英語

四班牙語及比律賓語に制限して、華僑の商業を監視す。

◎比律賓、「華僑商報」創刊、總商會の機關紙にして、華僑權益擁護を標榜し主として經濟記事に重きを置く。(支那事變後は排日的傾向が増大す。) 發行部数は一萬見當なり。

◎スラバヤにて、「Pusat Penerbitan」(泗水新報)創刊、馬來語紙。上層階級に讀者が多く發行部数は八千内外。

◎十二月蘭領印度への支那人移民の入國税は五十ギルダに定まる。

◎スラバヤ「大公商報」創刊。當地華字紙中最有力にして、論調が極めて抗日的で、屢々停刊を命ぜられた排日紙なり。發行部數四千内外。

一九三三年—
◎一月、ソグイエット社會主義同盟成立す。

一九二四年—
◎比律賓マニラ市に於て華僑が比島人警官を毆打致死せしめる。この事件に依り比島人の華僑排斥運動の端を發す。この運動はその後、島内に澎湃として捲頭して來た民族的自覺運動の勃興に刺戟された政治的獨立の要望となり、この要望達成のため經濟的獨立の實現を圖る方法として國內の工業化と小賣商權の回收運動とに轉化する。

◎七月蘭領印度への支那人移民の入國税は百ギルダとなる。

◎スマランにて、「Mata Hari」(太陽報)。馬來語紙、元來親日的なりしが事變後は抗日記事を掲げるに至る。發行部數約四千。

◎スラバヤにて、「Sih Tippo」(新直報)馬來語紙。論調や、温健にして發行部數は約四千。

一九二五年—
◎タイ國當局は華僑政策のため「支那商人帳簿取締法」を制定す。主として課税の便宜上制定されたものなり。

◎比律賓、「新聞日報」創刊、總商會系で在留華僑の權益擁護を主眼とす。(最近排日熱昂揚に努む)、發行部數朝夕刊一萬位。

一九二六年—
◎支那本國に於て蔣介石が國民政府を組織して以來、僑務委員會組織命令なるものを發布して、南洋華僑との關係を緊密ならしめると共に、彼等の國家觀念の培養に努め、一面彼等よりの經濟的援助を得

一九三〇年—
は一萬五千内外。

◎ジャワで最初の製糖工場を建設せしものは華僑なりと傳へられてゐるも、十七、八世紀頃のジャワ糖業は主として華僑の支配下にあつた、然るに蘭印政府が蘭人經營者に對して極力自國資本の糖業への投下を奨励し且つ便宜を與へ、又蘭人經營者が近代技術の採用に努めたのに反し、華僑は依然として舊來經營を改めざりしために漸次衰退するに至り、現在では最早昔日の面影を存せず、全ジャワ工場百七十九の内、華僑經營のものは僅か十三箇所を數ふるに過ぎぬ状態なり。

◎タイ國「華僑日報」創刊、華僑有力者陳守明の機關紙にて、又蔣介石の機關紙なり、發行部數七千部、讀者層は各階級に渉る、一九三九年七月無期發行停止命令を受く。

◎七月三十一日英領馬來政府當局は、一九二八年制定した移民制限法を實施する。この移民制限は外國移民全般に對して適用せらるゝ建前なるも、其の主眼點は支那移民の制限にあつた。そして本法によつて支那移民は十四歳以上の男子の入國者數は一ヶ月三千名を制限され、女子は無制限と定めらる。

◎メダンにて「新中華報」創刊、發行部數は千八百内外。

一九三一年—
◎比島の華僑數は八萬四千。

◎佛印、「安南民報」創刊、本紙の幹部は國民黨安南總支部の福建系によつて構成された。發行部數は約二千五百。

◎馬來の栽培業中最大の農業企業なり。護謨園の華僑労働者は約十八萬人(全労働者二十四萬人の七割四分)華僑の労働力によつて開發せらる。錫嶺山の華僑労働者は七萬八千四百人に上り、實に錫嶺山關係労働者總數の九割以上を占め、また金屬電氣關係労働者數三萬六千人中、華僑労働者は二萬五千人に達し更に本國支那の政治的意識を最も濃厚に反映してゐる支那人建築労働者は八千七百萬(新界の總人員は一萬一千餘名)なり。

◎タイ國に於て「居住證明書發給手数料」を三十銖に引上げし結果、翌年の入國華僑數は五萬三千人弱となる。

ることに努む。

◎日支通商條約交渉決裂。

◎タイ國に於て「民國日報」創刊、資本金七萬銖の株式有限公司。國民政府の機關紙として、三民主義の宣傳、華僑啓蒙、中華文化提揚と親善促進を方針とす。發行部數は四千内外で成績も割合に良好なり。

◎八月、大阪商船會社、西貢、盤谷鐵路を開設す。

一九二七年—
◎タイ國に於て「支那人入國制限法」が創めて制定さる、僅に二十銖の入國税の徴收に過ぎざりしにも拘らず、次年度の入國華僑數は前年の十四萬人から八萬六千人に激減す。

◎佛印に「中國日報」創刊國民黨との關係なく、報道記事何れも豊富にして論調は比較的中庸なるため發行部數多く、約三千五百と稱さる。

◎八月、海防に於て、華僑と安南人衝突し、多數の死傷者を出す。

一九二八年—
◎比島華僑は十萬元を出資して、厦門海軍司令部及び國民黨黨部援助によつて飛行場を厦門に建設す。

◎英領馬來に於て始めて移民制限法が制定せらる。

◎タイ國は嚴重な私立學校改正法を制定して、華僑に彈壓を加ふ。

◎タイ國政府は華僑政策のため「公益事業取締令」を制定す。銀行鐵道、電氣、運河、水道、その他公共の利害に重大な關係を有する事業に就ては政府の認可並に監督を要すると定めたるものなり。

一九二九年—
◎タイ國の國勢調査によると漁業従業者は八萬三千人にして、その殆んど全部は華僑なる爲、タイ國の水産業は事實上華僑の手にあると謂ふも過言ならず。

◎タイ國に於ける漁業従業者は八萬三千人にして、その殆んど全部は華僑なる爲同國の水産業は事實上華僑の手にあると謂はる。

◎新嘉坡、「星洲日報」創刊、當地に於ける財界の巨頭胡文虎が商廠陳嘉庚經營の南洋商報に對抗するため發行せるものにして、馬來半島の漢字新聞中最有力と稱せられ、朝刊の外夕刊も發行し發行部數

●蘭領印度への支那人移民の入國税は百五十ギルダになる。

●九月滿洲事變勃發。

一九三二年—

◎民國二十一年四月以後、僑務委員會は國民政府行政院の管轄下に移管され、國家の行政機關としての機能を發揮し得るに立到る。

◎佛印に於ける華僑所有の精米工場は七十五を算し、殆んどシヨロンに集中せられてゐるも、右の外に海防に二、海防附近のハリーに三工場あり、この五精米工場が北部印度支那で最も主要なる精米工場群を形成す。

◎タイ國革命の際、華紙「民國日報」はその論評が當局の忌憚に觸れ長期發行停止を命ぜられたるため、其後「國民日報」の名に於て經營さる。

◎タイ國に於て「曼谷日報」民國日報の豫備紙として創刊。(一九三九年七月廢刊を命ぜらる。)

◎三月、滿洲建國、前清宣統帝溥儀氏執政就任。

◎タイ國政府は、立憲革命以後、華僑學校に對する取締を強化す。華僑學校には週二十時間以上のタイ國語教授時間を強制的に課し、教師のタイ國語智識の標準を引上ぐ。

◎タイ國朝野の間に澎湃として強烈なる民族主義思潮が捲頭し、革命政府は「タイ國人のタイ國」の標語を政策の冒頭に高揚し、その結果として華僑勢力の抑壓を目的とした法律が次々に制定されるに至つた。

一九三三年—

◎世界經濟恐慌の波紋、印度支那に擴大し、米價の激落等に依り、經濟界未曾有の危機に陥り、華商にして倒産する者多し。

◎盤谷にて「中民日報」創刊、中華民報の豫備紙として平常は文藝、娛樂記事を主とし、讀者層は商人、智識階級が多し。(一九三九年七月發行停止さる。)

◎タイ國に於て「居住證明書發給手数料」を一舉に百銖に引上げ、また親の同伴なき二十歳未満の者及び十二歳以上の文盲者の入國を禁ずる等著しく入國制限を嚴にす。

◎佛印「公報」創刊、華僑神國派を背景とし、讀者層には商人階級

多し、往々過激な論議を掲げ、支那事變の論議のため發行停止を命ぜられ目下休刊中なり。發行部數約一千。

一九三四年――

●タイ國、「華星日報」創刊、本紙は國民政府外交部駐泰國辦事、辦事員の富豪陳守明の出資に係る、「華星日報」の豫備紙、平常は文藝、娛樂新聞として經營されてゐた。(一九三九年七月無期發行停止を命ぜらる。)

●滿洲國政府樹立。

●比島在住の華僑數は十一萬五百人。

●十一月、比律賓に國家經濟擁護聯盟が組織せられて、比島人の商業的方面に對する進出によつて間接的に華僑商人の小賣商權の回收を企圖せしが、初期の目的達成すること出來ず。

一九三五年――

●タイ國華僑學校數、一九三三校、學生數四、七四二人。

●比律賓年鑑によれば比島に於ける華僑の投資額は一億九百萬米弗、その内商業投資は五千萬米弗にして比律賓全商業投資の六割を占むる。

●スマランにて Spear Semahs (トランの聲) 馬來語紙、主義主張もなく専ら營業的に經營してゐる。發行部數約二千。

一九三六年――

●比律賓華僑學校數は六一校、學生數七、二〇四人蘭印華僑學校數は五一六校。

●タイ國「暹京商市日刊」創刊、中華總商會の機關紙として市況、商報に重點を置いて經營せられ發行部數は二、三千部なり。(一九三九年發行停止を命ぜらる。)

●佛印當局は領内の各漢字紙の實權を佛國人に掌握せしめて取締つてゐる爲、現在發行する華僑新聞は何れも實權者は佛國人なり。

●佛印「中華日報」共産的色彩濃厚なるも、發行部數は少く僅に五百内外なり。

一九三七年――

●馬來政府當局は華僑學校の使用する排日教科書八十四種の輸入禁止と共に小學校に於ける排日歌、戰歌の使用を嚴禁す。

●彼爾にて「現代日報」創刊、大衆的編輯を標榜し、一般に記事は中庸にして、一部一仙の原價を賣物に人氣を得し、經營狀態は良好なり。

●パタヤに蘭印華僑輸入商總會を開備して、一應排日貨の實行方法を決議し各地華僑に呼應の態勢をとりしが、その實行に當つては激温的なり。

●七月、廣濟橋事件遂に日支事變勃發。

●七月二十三日、英領馬來當局は民政長官の名を以つて在住日支人が領門の平和を脅かすが如き行動をとらざること並に軍事用として日本國に送金すべき資金を組織的に募集することを許可せざる趣旨のコミュニケを發表す。

●八月、華僑の反日運動防止の爲、交趾支那總督は西貢支那領事に對し屋外集合示威運動を禁止する旨を通告す。

●八月十五日、新嘉坡中華總商會籌賑會を中心として各地に於て難民救済の名を藉りて次第に華僑の抗日、日貨排斥運動が具體化せらるるに至り、馬來政府當局は更に支那事變に基く一切の政治運動を禁止取締を強化したため、排日運動は漸行的に益々激化し、遂に新嘉坡は南洋華僑の抗日運動の中心地と化すに至る。

●十月、河内及海防に留華僑、三千の避難民と共に内規を作り、邦貨不賣の徹底を期す。

●十月、僑務委員會委員長陳樹人自ら秘書劉潤波、元マニラ總領事李浩勳等を伴つて南洋へ乗出し、マニラを振出しに南洋各地を巡遊し到る處で華僑を集めて宣傳工作策を授けたり、或は獻金を勸奨したり、また公債の買入を懇願しつゝ歩いた。

一九三八年――

●二月、ケソン大統領は大統領令を發して、西班牙内亂及び支那事變に對する絕對中立を宣言し、比律賓在留の内外人は何れかに加擔するが如きあらゆる會合、結社、或はデモンストレーション等に關係すべからざる旨を一般に警告す。

●二月、從來名目だけに組織されてゐた華僑援助抗敵會が活動を開始し、同月二十六日の全體會議に於て、救國常月捐の購出(店員、職

工等は月收の一割、工場主、店主等は各自財産に應じて十一等級に分ち、特等無限、一等千マソ、十等十マソ以上を毎月贈金す)と、日貨排斥の實行を決議す。

●四月一日、英領馬來、支那移民男子の入國者數を一ヶ月五百人に制限す。

●五月一日、英領馬來では從來無制限であつた女子入國者數も之を最高五百人に制限す。

●六月、南洋華僑の本國送金額は(一九三七年より當月迄)八八、二〇〇、〇〇〇元(東亞經濟調查局調)

●七月、西貢に於て、「南折華僑救國總會」事變一週年記念のデモを行ふ。

●八月、排日運動を煽動せるタイ國立學校支那人教師三十餘名を誹首タイ國警察當局は九月一日より三日間に亘り、支那人秘密結社を嚴

●九月、比律賓當局は共同組合消費聯盟を設立し、その組合の賣店を通じて直接的に、華僑商人の小賣商權の回收の實行にとりかゝりしが、之も未だ抄々しい實績を上げることが出來ず。

●タイ國當局は「華僑日報」を一ヶ月の發行停止處分に附す。

●十二月、馬來政廳統計局發表によれば、馬來在住の華僑は二百二十二萬二千四百四十四人。華僑は遂に從來上位にあつた土着馬來人を凌駕したのみならず、馬來の政治經濟上の中心である新嘉坡に至つては、實に總人口七十二萬餘人の中五十五萬四千餘人が華僑なり。

●十二月、タイ國に於ては「居住證明書發給手数料」を更に二百餘に引上げて一段と入國制限を強化す。其の主眼とする處は日支事變以來逐月遞増しつつある支那避難民の入國を制限し、華僑勢力の増大を抑壓するためであるとする。

一九三九年――

●タイ國警察當局は、同國の華僑在住地域内に於ける華僑不買分子の大檢舉を斷行す。取調を受けたもの一萬人、檢舉されたもの約三千に達した。華僑銀行を始めとし民信局公所等も一齊に捜査せられ算盤の手は華僑學校にまで及び、パンコック華僑學校中でも、最も監視せられてゐる黃魂中學を筆頭として閉鎖せしめられたもの實に二

十校に及んだ、檢舉された者の内、中國國民黨三民主義青年俱樂部である。「三民社」の責任者梁偉成、總煉利及び國民黨駐タイ常務委員にして、盤谷日報社長である吳碧岩は何れも國外に追放され、其の他元廣東省政府主席吳鐵城の組織した「華僑勸業總會タイ國分會」の責任者陳文添は禁錮六年に處せられ「中華總商會」は遂に閉鎖を命ぜらる。

●七月、八月、タイ國に於ては、華僑新聞の過激なる抗日論調が政府當局の忌諱に觸れて、華僑新聞に撲滅的大彈壓を加へ、僅かに小新聞中「原報」を除き他の有力新聞とその豫備紙は悉く廢刊、若くは無期停止を命ぜられた。

●十月二十三日、泰國華僑の抗日巨頭である總商會長の曠光炎は同月二十三日退去命令を受ける。

●十一月十五日、比島聯邦始政四週年記念日に際して、ケソン大統領は比島人小賣化運動に關する積極的態度を始めて闡明した爲、小賣商權回收問題は俄然急轉回して各方面の關心を集めた。併し現在比島の小賣商權を握つてゐる者は外國人主として華僑である事實に鑑み、本問題の今後の推移は頗る注目すべきものあり。

●十一月二十一日、總商會長曠光炎は反對派の爲に暗殺さる。

補 足

汪兆銘青年譜

一八八四年―― 廣東に生る。彼の父は浙江人、當時商業を營むも好學の人。

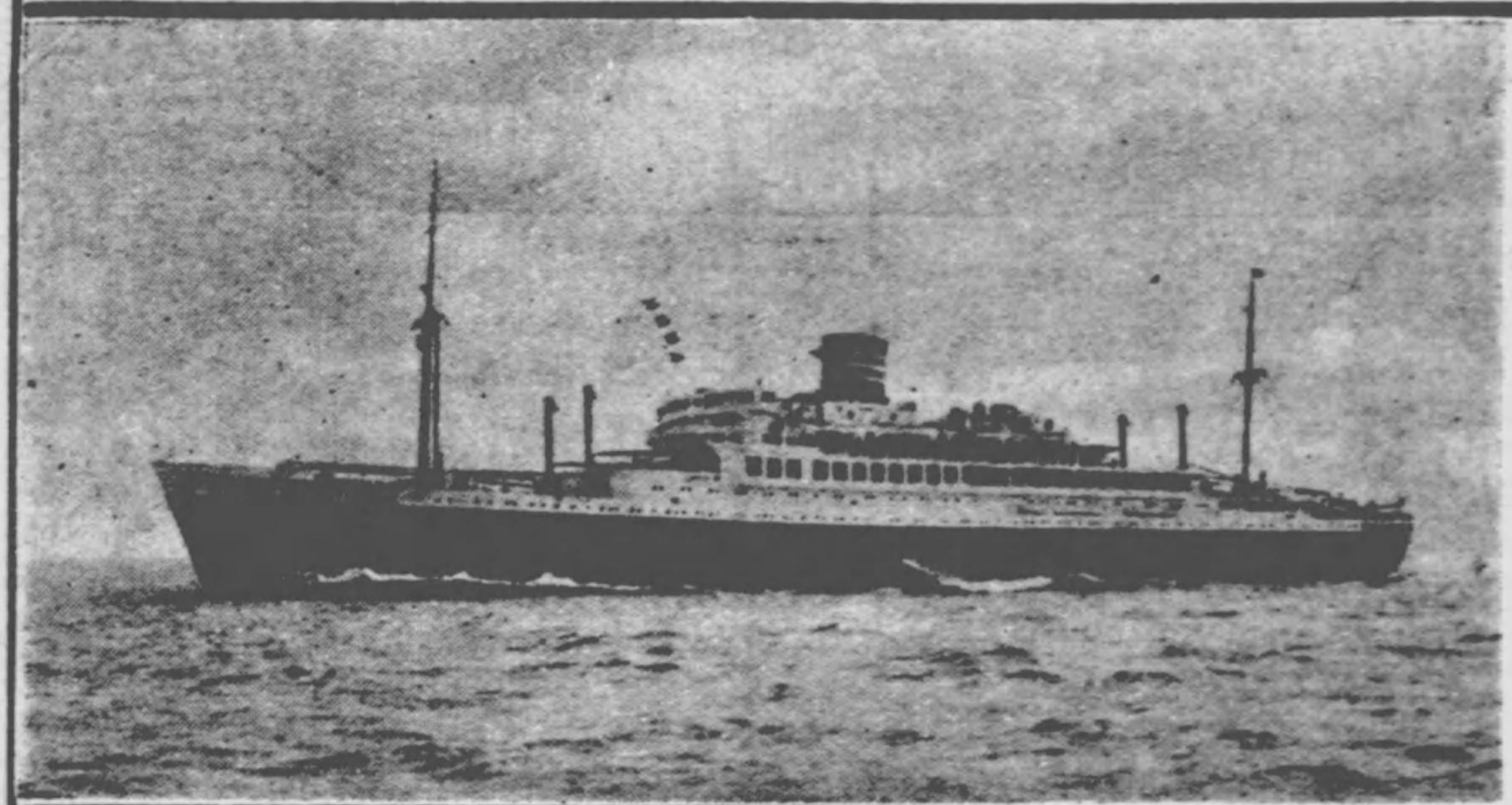
(明治十七年) 廣東に生る。彼の父は浙江人、當時商業を營むも好學の人。

一九〇三年―― 二十才の彼は、廣東省政府よりの官費を持つて日本に留學す。

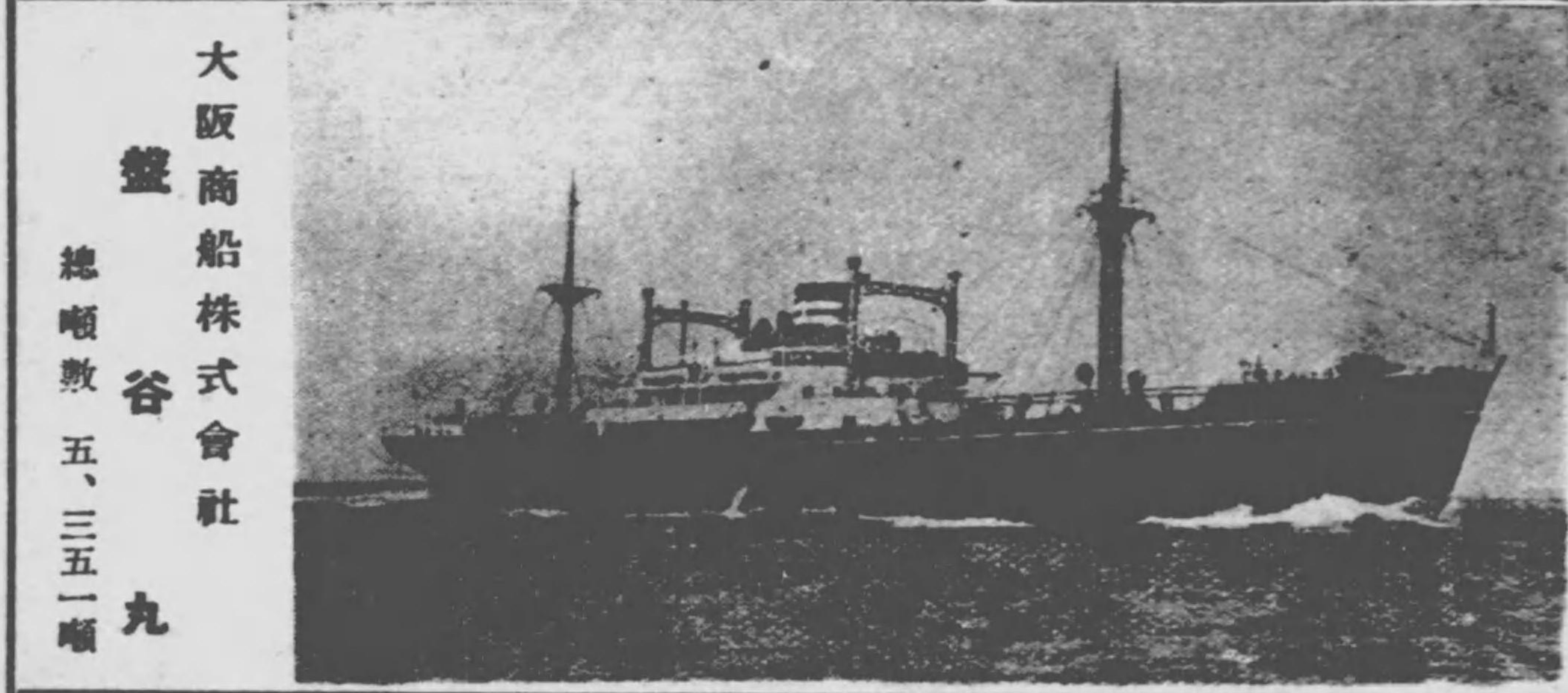
一九〇六年―― 同郷の友朱執信と共に、在京中の孫文に面會す。孫文の首領内田眞平氏邸で開かれた「中國同盟會」結成式で彼は評

411
327

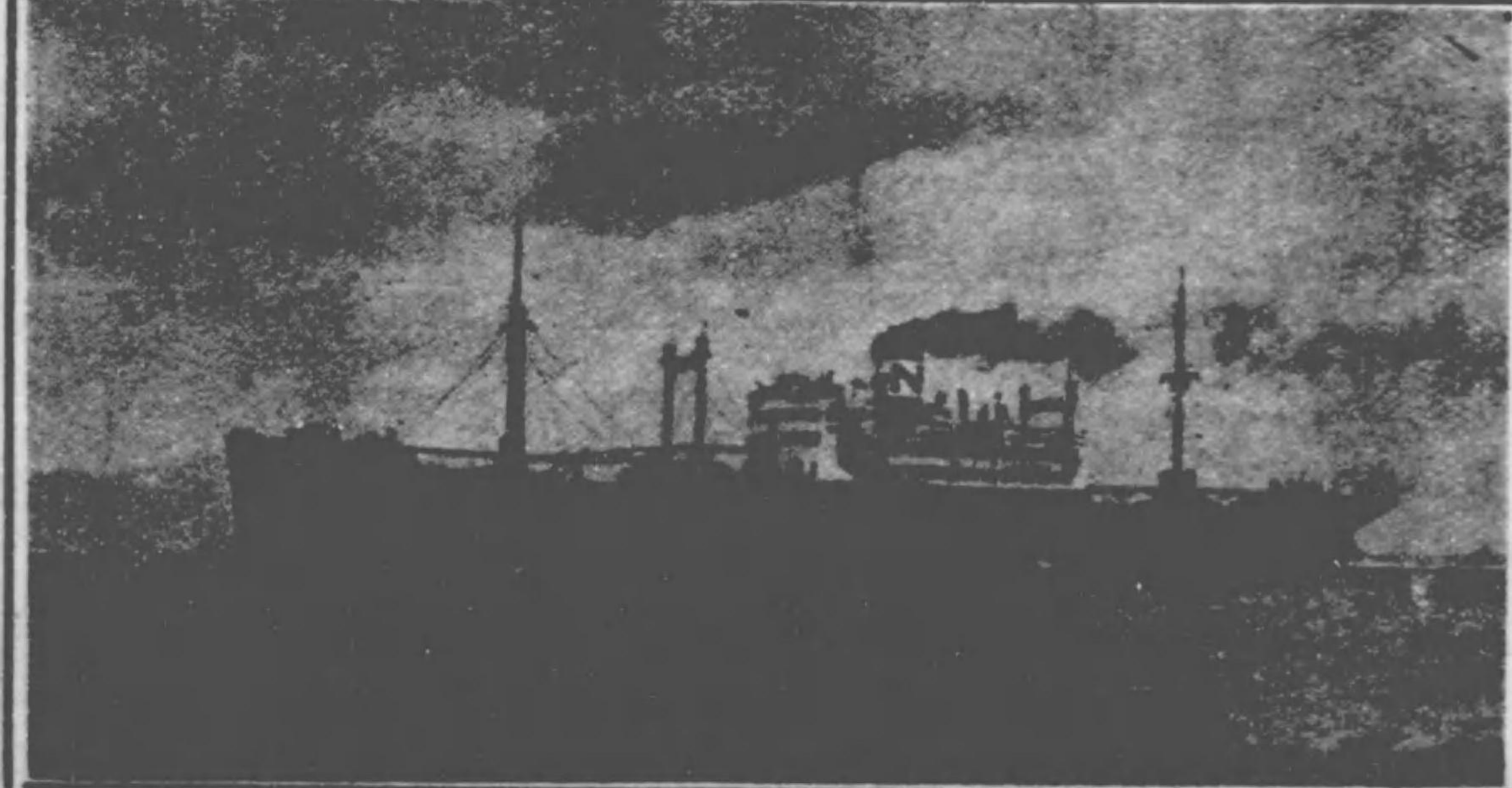
南洋航路の豪華船



日本郵船株式会社
新 田 丸
總噸數 一七、二〇〇噸



大阪商船株式会社
盤 谷 丸
總噸數 五、三五〇噸



南洋海運株式会社
日 蘭 丸
總噸數 八、八三〇噸

議部の評議長となり、後執行部の書記長を兼ねる。現在の中國國民黨の母體たる中國同盟會は、日本の國土で誕生したばかりでなく、日本を外にしては、支那の統一も新生も不可能であることを彼等は夙くも明察してゐたのだつた。

一九〇六年——
清國政府は西園寺内閣に革命黨員退放を要求して來た爲、彼は孫文、胡漢民等と共に日本を退け佛印首都河内に亡命。

一九〇七年——
清國政府はフランス當局に孫文等の國外退放を要求し、彼等は遂に新嘉坡に移る。(汪兆銘が偉大なる組織家として、宣傳家としての才分を示せしはこの時なり)

一九一〇年——
北京に於て醇親王を暗殺せんとして失敗。汪兆銘捕へらる。

一九一一年——
辛亥革命起る。汪兆銘出獄。

一九一二年——
一月一日、孫文は南京に於て臨時大統領に就任す。この日を以て、中華民國元年と決定。汪兆銘は同志陳璧君と結婚す。(この後十年間は彼の雄伏時代であり、修養時代であつた。)

一九一九年——
ヨーロッパ大戦が終熄し、パリ平和會議が開かれんとするや、彼は廣東政府代表を命ぜられしが辭して受けず。

一九二三年——
兆銘は孫文の容共聯席政策に就て「聯席容共は、時代と環境に適應する爲に採られる一種の政策であり、三民主義の如く永久的時間性を持つことは出来ない。時代と環境が變すれば政策も亦これに従つて變化するものである。之が政策と主義とに對する解釋である」と語る。(彼はかく觀すればこそ後に百八十度の轉回を爲して、分共排露政策に移ることが出来たのである。)

昭和十六年六月十三日印刷
昭和十六年六月十八日發行
(國定規格A列五)

定價金貳拾錢

著 者 南方懇話會
前 田 房 次

發行者 酒 井 正 夫

印刷者 藤 原 道 治

印刷所 大阪市北區空町二丁目二十二
ナシヨナル精版印刷

大阪市東區道修町二丁目四(三越南橋)

發行所 南 方 懇 話 會

電話北濱二四九八番
振替大阪四三七八二番



銃後の活動に
三越の夏帽子

青葉蔭を縫ふ三越の
軽快な夏帽子—麥稈
パナマ等種々取揃

一階西館
帽子賣場



大阪 高麗橋

三越